

福井市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市畜産振興総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市の畜産の振興に寄与し、もって畜産経営の安定化を図るために、畜産関係団体又は畜産農家が行う畜産振興を目的とする事業に要する経費の一部を助成する。

(対象事業及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に定めるとおりとする。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(実施計画書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ十分に検討した上で事業実施計画書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された事業実施計画書を審査し、補助金交付内示（様式第1号）により、当該事業実施計画書を提出した者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金交付内示の通知を受けた者は、規則第3条第1項の規定により、内示に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により補助金交付決定通知書（様式第3号（1））をもって当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、補助事業の内容（軽微な変更は除く）又は補助金額の変更（軽微な変更は除く）

を必要とする場合は、市長に畜産振興総合対策事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第3号（2））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、補助事業を中止又は廃止する場合は、市長に畜産振興総合対策事業取下承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したとき、若しくは承認しないことを決定したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第3号（3））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）着手報告書

補助事業の着手は、原則として第7条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかにその旨を着手報告書（様式第6号）にて市長に提出するものとする。

ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第7号）を市長に提出するものとし、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（2）契約顛末報告書

補助事業者は、請負（随意）入札後、契約が終了したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第8号）により、市長に提出するものとする。

（3）竣工届

補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（様式第9号）にて市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、年度内に畜産振興総合対策事業実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）補助事業の実績書

（2）収支決算書

- 3 前項の規定にかかわらず、必要がないと認められるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定によ

り、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 1 1 号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第 1 3 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 1 2 号）に交付決定通知書の写し、又は補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第 1 4 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年７月２１日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

事業種目	事業内容	補助対象者
福地鶏導入支援事業	福地鶏の導入に対して支援	福地鶏を導入する市内畜産農家
畜産経営支援事業	畜産研究機関や先進畜産農場等の視察またはその職員や農家を講師として招く研修会等に対して支援	福井市畜産振興協会
畜産経営基盤強化支援事業	経営規模拡大のための畜舎の増改築や、後継者への円滑な経営継承のための省力機械の導入等に対して支援	市内畜産農家

別表 2（第 4 条関係

事業種目	補助対象経費	県費補助率	市費補助率
福地鶏導入支援事業	福地鶏購入経費	—	福地鶏の購入価格の 1/2 以内
畜産経営支援事業	畜産クラスター運営のための研究機関や先進畜産農場等の視察またはその職員や農家を講師として招く研修会等に要した経費	—	補助対象経費の 1/2 以内
畜産経営基盤強化支援事業	経営規模拡大のための畜舎の増改築や、後継者への円滑な経営継承のための省力機械の導入等にかかる経費	1/3 以内 (意欲あるふくいの畜産支援事業)	補助対象経費の 1/10 以内

